

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 14 日

各	都道府県	保 育 担 当 部 (局)	御 中
	指定都市	地域子ども・子育て支援事業担当部 (局)	
	中核市		

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 保 育 課
厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 子 育 て 支 援 課

保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）

保育所等（児童厚生施設、認可外保育施設及び問い合わせ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）の子どもや職員（以下「子ども等」とする。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「緊急事態宣言を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（令和 2 年 5 月 14 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）などでお示したところであるが、保育所等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない子ども等についても、別紙の点に留意されたい。

保育所等における感染拡大防止のための留意点

（職員等について）

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（令和 2 年 5 月 8 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

（子どもについて）

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。

- 市区町村や保育所等においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観

点で保育所等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

○本件についての問合せ先

（新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口）

TEL：0120-565653（フリーダイヤル）

※受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4839）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（認可外保育施設について）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線4838）

FAX：03-3595-2313

E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

（児童厚生施設、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp